

# IFRSニュース

## Quarter 3 2018

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2018年3回目となる本号では、まず初めに、IASBの主要な新しいディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に注目します。本ディスカッション・ペーパーには、企業が発行する金融商品を金融負債又は資本のいずれかに分類するためのプロセスを変更する提案が含まれています。

次に、2018年後半にアルゼンチンが超インフレに陥っていると宣言されることにより引き起こされる可能性の高い結果及びその影響について検討します。IFRSの目的上、アルゼンチンのような経済大国が超インフレとみなされることが会計処理に与える影響はアルゼンチン以外の国にも及ぶ可能性が高く、アルゼンチンで事業を行うクライアントは今から変更にも備えることを私どもは奨励しています。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



# 目次

2	IASBは資本性金融商品と負債を区別するための新しい方法について協議
5	アルゼンチンは2018年に超インフレを宣言されることが予想される
7	仮想資産に関する新しいIFRS Viewpoint
9	グラントソントン関連のニュース
12	その他のトピック – 概要
14	新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日
16	コメント募集

## IASBは資本性金融商品と負債を区別するための新しい方法について協議

国際会計基準審議会 (IASB) は、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。本ディスカッション・ペーパーは、企業が発行している金融商品に関して提供する情報をどのように改善し得るかを検討し、資本と負債を区別する新しい方法を提案している。

IAS第32号「金融商品：表示」は現在、企業が発行している金融商品进行分类するためのプロセスを示しています。金融商品を資本又は負債に分類することは、企業の業績及び財政状態に即時、かつ、重大な影響を与えるため重要です。負債への分類は企業の gearing・レシオに影響を与え、通常はすべての支払は利息として扱い、利益にチャージします。資本へ分類することでこれらの影響は回避されますが、既存の資

本持分が希薄化すると見られる場合には、こうした分類は投資家によってネガティブに受け取られることがあります。したがって、本分類プロセスは経営者にとって重要な問題であり、代替的な資金調達オプションを評価する際に留意しなければなりません。

IAS第32号は大部分の金融商品についてはうまく機能しているものの、継続的な金融イノベーションは、負債と資本の両方の

特性を結合した一部の複雑な金融商品にIAS第32号の分類プロセスを適用することは発行者にとって困難になる可能性があることを意味するとIASBは考えています。これにより、IASBは、資本性金融商品と負債性金融商品を区別するための新たな方法を提案しているディスカッション・ペーパーを公表しました。

本プロジェクトは、発行者の視点からの金融商品の分類に焦点を当てています。これは、金融商品に関する他の会計処理の要求事項（例えば、IFRS第9号「金融商品」又はIFRS第7号「金融商品：開示」に含まれる要求事項）には影響を与えません。

### 提案されている新しい分類プロセス

本ディスカッション・ペーパーは、金融商品が以下を含んでいる場合には、金融負債として分類することを提案しています：

- a 現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は
- b 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務

これら2つの特性のうちの1つ目の特性は、「時点特性」と名称を付されており、義務の期限が到来した時に、企業が義務を満たすために必要とされる現金（又は他の金融資産）を企業が有することになるのかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つ情報を捕捉することを意図するものです。2つ目の特性は、「金額特性」と名称を付されており、企業がある時点で義務を満たすための十分な経済的資源を有しているかどうか、及び企業が請求権により達成する義務のあるリターンを充足するのに十分なリターンを企業が経済的資源について生み出しているかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つこととなります。

下表は、IASBが提案しているアプローチが金融負債と資本性金融商品をどのように区別するのかを示しています：

時点特性に基づく区分	金額特性に基づく区分	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務（固定された契約金額、又は金利若しくは他の金融変数に基づく金額など）	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない（企業自身の株価に連動する金額など）
現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する義務（予定された現金支払など）		<b>負債</b> (例えば、単純な債券)	<b>負債</b> (例えば、公正価値で償還され得る株式)
現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する義務がない（企業自身の株式での決済など）		<b>負債</b> (例えば、可変数の企業自身の株式を固定金額の現金と同額の合計価値で引き渡す義務を伴う債券)	<b>資本</b> (例えば、普通株式)

### インサイト

IASBは、本ディスカッション・ペーパーにおける提案が適用されるとしたならば、IAS第32号の現行の分類結果の大半は同じままとすると予想しています。しかし、一部の金融商品の分類は影響を受けると考えられます。

例えば、発行企業が支払を無期限に延期することを認めているステップアップ配当条項付きの償還可能優先株式の分類がこれに該当する可能性があります。本ディスカッション・ペーパーの分類アプローチでは、金額特性が企業の利用可能な経済的資源とは独立している場合には、発行者は当該金融商品を金融負債に分類することを要求されることとなります。

### 企業自身の資本に係るデリバティブ

IASBは、IAS第32号における分類プロセスに明確な根拠がないことから、企業自身の資本に係るデリバティブに関するいくつかの異なる領域で問題が生じていることに留意しました。これらの領域には以下が含まれます：

- 企業自身の資本に係るデリバティブの分類（引き渡すべき資本性金融商品の数、又は企業が交換に受け取るべき現金又は他の金融資産の金額に何らかの変動可能性がある場合）
- 転換社債や一部の種類の偶発転換社債などの複合金融商品（負債部分と資本部分の両方を含む金融商品）の会計処理。
- 資本性金融商品を償還する義務（非支配持分に係る売建プット・オプションなど）の会計処理

IAS第32号の要求事項は、より単純な金融商品に対してはうまく機能しているものの、より複雑な金融商品については問題が生じています。したがって、本ディスカッション・ペーパーは、本ディスカッション・ペーパーに示されているより一般的な原則に基づいたデリバティブ金融商品について別々の分類原則を提案しています。

この提案により、企業自身の資本に係るデリバティブはその全体で分類されることとなります。企業自身の資本に係るデリバティブは、以下の場合には、金融資産又は金融負債に分類されることとなります：

- 1 純額現金決済される—当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点で、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を引き渡すことを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び／又は
- 2 当該デリバティブの「純額」が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける。

一般に、IASBは、提案しているアプローチにより、類似した契約上の権利及び義務が非支配持分に係る売建プット・オプション又はデリバティブ要素を含んだ複合金融商品であるかどうかに関係なく、当該権利及び義務の首尾一貫した分類結果を生じさせることになると考えています。

### インサイト

本提案により、資本性金融商品に係る売建プット・オプションについて、資本の中での会計処理（例えば、プット・オプションの当初認識及び期限満了又は行使時に行うべき仕訳など）に関してより多くのガイダンスが提供されることとなります。

### 表示

本ディスカッション・ペーパーは、資本と金融負債の二元的な分類決定を行うことは、企業が発行している金融負債の領域に存在する多くの範囲を適切に反映できないことを認識しています。そのため、金融負債と資本の両方の表示方法を改善することを提案しています。

### 金融負債

本ディスカッション・ペーパーは、以下によって、資本類似のリターンを伴う金融負債と他の金融負債を区別する方法を提案しています：

- 財政状態計算書において、これらの負債を他の金融負債とは区分して独立の表示項目として表示する。
- 財務業績の計算書において、これらの負債から生じる収益又は費用を区分して表示する（すなわち、損益計算書ではなく、その他の包括利益に表示する）。

### 資本

本ディスカッション・ペーパーは、資本ではなく金融負債に分類される金融商品について、現在要求されている開示が少なく、これは必ずしも適切ではないことを明らかにしています。そのため、企業が発行する資本性金融商品に関して提供される情報を改善する方法を検討しています。

したがって、本ディスカッション・ペーパーは、資本合計及び資本の変動を普通株式と普通株式以外の資本性金融商品との間で分解することを要求しようとしています。非デリバティブ資本性金融商品について、こうしたプロセスではIAS第33号「一株当たり利益」における原則と類似した原則に従うこととなります。企業自身の資本に係るデリバティブについて、IASBは、支払義務のある金額を当該金融商品に帰属させる方法をまだ決定していません。したがって、本ディスカッション・ペーパーは、これを行うことができるいくつかの潜在的な方法を示しています。

### 開示

本ディスカッション・ペーパーは、金融商品が発行者の財政状態及び財務業績に与える影響に関するより多くの情報を提供し、異なる金融機関のランク付けを財務諸表利用者が理解するのを手助けすることによって財務諸表利用者を支援しようとしています。そのため、金融商品の発行者に以下の事項を開示するよう求めることを提案しています：

- 清算時の優先順位にランク付けされた各クラスの金融負債及び資本性金融商品
- 普通株式の潜在的な希薄化（希薄化効果又は逆希薄化効果かどうかは問わない）
- 金融負債及び資本性金融商品の特定の契約条件（例えば、金融商品の金額特性及び時点特性の理解に関連のある契約条件）

### グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのコメント

IAS第32号が公表されて以降、その適用に関して多くの疑問が提起されているため、当該基準における分類目的が依然としてその目的に適切かどうかについて、IASBが協議することは重要であると私どもは考えています。しかし、(IASBが指摘したとおり) IAS第32号の要求事項は、大多数の金融商品へ支障なく適用されており、当該基準は2007年と2008年の金融危機の厳しさにもうまく機能したことに留意することが重要です。

したがって、本ディスカッション・ペーパーの公表に対する私どもの当初の作業として、現行の基準がどれだけの問題を生じさせるのか、及び変更が必要とされるのかどうかについて、私どものネットワーク内で協議します。その後、詳細な提案について検討することとなります。

# アルゼンチンは2018年に 超インフレを宣言されることが 予想される

IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」では、機能通貨が超インフレ経済国の通貨であるすべての企業の財務諸表は、一般購買力の変動により修正再表示されることを要求している。まだ討議中ではあるが、私どもは、2018年後半にアルゼンチンが超インフレを宣言されると予想している。したがって、アルゼンチンで事業を行う企業は、IAS第29号の適用を今のうちから計画しておかなければならない。

## IAS第29号の要求事項

IAS第29号では、提供される財務情報がより意味あるものとなるように、機能通貨が超インフレ経済国の通貨であるすべての企業の財務諸表は、当該通貨の一般購買力の変動により修正再表示されることを要求しています。

## 超インフレの指標

IAS第29号では、経済が超インフレであることを示唆する要因を列挙しています。超インフレの指標の一つは、3年間の累積インフレ率が、100%に近づいているか又は100%を超えているかどうかです。US GAAPでは、こうした閾値は、経済が超インフレであるか否かの観点から「明確な境界線」とみなされるので、これは多くの場合に実務において特に重要な指標であると見られます。超インフレの他の指標について、IAS第29号はUS GAAPとは異なりますが、どの国が超インフレとみなされるかに関して、IFRSとUS GAAPの間にある程度の整合性があることは当然求められています。

## IAS第29号の論拠

超インフレ経済国の通貨は、購買力が急速に失われるため、異なる時点で発生した取引及びその他の事象から生じた金額の比較が、たとえ同一の会計期間内であっても、誤解を招くものとなります。

したがって、IAS第29号では、すべての比較情報を含む、財務諸表に示されている数値を、購買力の観点から、報告期間の末日現在の機能通貨単位で表現することを要求しています。

## 修正再表示の仕組み

IAS第29号では、すでに報告期間の末日現在の測定単位で表現しているものではない財政状態計算書上の金額は、一般物価指数の適用により修正再表示されることを要求しています。

要約すると：

- 契約により物価変動に連動する資産及び負債（指数連動型の債券やローンなど）は、契約条項に従って修正される。
- 報告期間の末日現在の金額（正味実現可能価額及び公正価値など）で計上されている非貨幣性項目は、修正再表示されない。
- その他のすべての非貨幣性資産及び負債は、修正再表示される。
- 貨幣性項目は修正再表示しない。すでに報告期間の末日現在の貨幣単位で表現されているからである。貨幣性項目とは、保有している貨幣及び貨幣で受け取るか又は支払うこととなる項目をいう。

## アルゼンチンへの適用

上記のとおり、IAS第29号による超インフレの重要な指標は、3年間の累積インフレ率が、100%に近づいているか又は100%を超えているかどうかです。

2018年5月における当初のインフレ数値によると、アルゼンチンに関するすべての主要なインフレ指標が3年間の累積ベースで100%を超えていました。この数値は、全国卸売物価指数（WPI: National Wholesale Price Index）を含んでおり、それは近年最も低いインフレ率を示していました。

まだ討議中ではありますが、インフレ予測は、すべての主要なインフレ指標が2018年末時点で依然として100%を上回ったままであることを示唆しています。IAS第29号第4項は、超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業が、同一の日付から本基準を適用することが望ましいとしています。私どもは、当該基準の適用は2018年後半になると予想しています。

## グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのコメント

私どもが現在予想しているとおり、アルゼンチンが2018年後半に超インフレを宣言されるとすれば、アルゼンチンの企業及びアルゼンチンで事業を行うアルゼンチン以外の企業にとって深刻な影響をもたらすことになるでしょう。例えば、当該企業は以下の事項を行う必要があると思われます：

- インフレ調整に対処できるよう会計システムを修正する。
- 超インフレの調整方法についてほとんどあらゆるレベルの職員を教育・訓練する。
- 財務諸表の比較金額を修正再表示する。

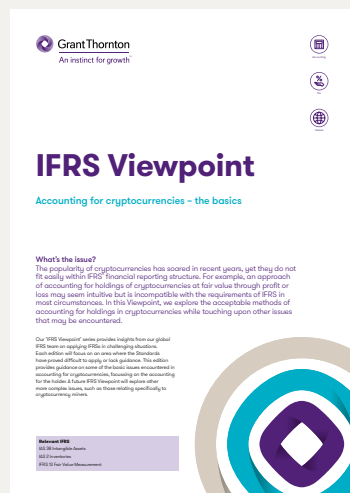
その間、3年間の累積インフレ率が2018年の第2四半期にすでに100%を超えていることから、企業は、2018年6月30日終了の期中報告期間に関して期中財務諸表を作成しており、IAS第29号の適用により重要な影響を受ける可能性がある場合には、その事実を開示することを私どもは奨励します。また、その際に、アルゼンチンが2018年後半に超インフレとみなされる可能性について財務諸表利用者に注意喚起することも奨励します。

まだ討議中ではあるが、インフレ予測は、すべての主要なインフレ率が2018年末時点で依然として100%を上回ったままであることを示唆している。

# 仮想通貨に関する 新しいIFRS Viewpoint

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのグローバルIFRSチームは、仮想通貨の会計処理方法という新たな問題に関する2つのIFRS Viewpointを公表した。

## IFRS Viewpoints Issue 9 「仮想通貨の会計処理 — 基礎」



近年、仮想通貨の人気の急騰しているものの、それらはIFRSの財務報告の構造に適合しづらいものとなっています。例えば、仮想通貨の保有を純損益を通じて公正価値で会計処理するアプローチは、直観的であるように思われるかもしれませんが、ほとんどの状況においてIFRSの要求事項に対応していません。本IFRS Viewpointでは、直面する可能性がある他の論点に触れるとともに、仮想通貨の保有に関する許容可能な会計処理方法について検討しています。

本IFRS Viewpointで説明している理由により、ほとんどの場合、仮想通貨の保有をIAS第38号「無形資産」に従って原価モデル又は再評価モデルのいずれかを用いて会計処理することが適切であるだろうというのが私どもの見解です。再評価モデルの使用は、該当する仮想通貨についての活発な市場があることが条件となります。

状況によっては、企業は、コモディティ・ブローカー／トレーダー向けにIAS第2号「棚卸資産」に示されているガイダンスに従って、仮想通貨又は資産の会計処理を行うことが適切となる場合があります。IAS第2号のデフォルト測定アプローチでは、棚卸資産を原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額で認識します。ただし、当該基準では、コモディティ・ブローカー／トレーダーは、棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定し、売却コスト控除後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益に認識することが要求されると述べられています。これは、仮想通貨又は資産は、近い将来に売却し、価格の変動による利益又はブローカー／トレーダーのマーゲンを生み出すことを目的に報告企業によって取得されるかなり限られた状況でのみ適切であるだろうと私どもは考えています。

以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：

<https://www.grantthornton.global/en/insights/viewpoint/accounting-for-cryptocurrencies--the-basics/>

## IFRS Viewpoint Issue 10「仮想通貨の会計処理 – マイニング及び承認の問題」



本IFRS Viewpointは、先に公表したIFRS Viewpoint Issue 9「仮想通貨の会計処理-基礎」の続編であり、マイナー（採掘者）及びバリデーター（承認者）が現行のIFRSに従ってマイニング（採掘）し、ブロックチェーンを維持する際に生じる会計上の問題を検討しようとするものです。

本IFRS Viewpointは、この文脈において、ブロックチェーンの技術に注目し、プルーフ・オブ・ワーク又はプルーフ・オブ・ステークのアルゴリズムの相違について説明しています。また、取引手数料という形でマイナー及びバリデーターが稼得した仮想通貨の移転の会計処理及びマイナーによって新たに創出された仮想通貨（ブロック報酬）の会計処理、並びに収益認識に対する影響について検討しています。

### 適切な会計処理の決定

現在、明確なガイダンスが欠如していることもあり、どのような代替的な会計処理が仮想通貨、特に仮想通貨に関して受け入れ可能かについては多大な実務の不統一が生じている可能性があります。より具体的なガイダンスが公表されるまで、検討されている特定の種類の仮想通貨及びブロックチェーンの利用について詳細に理解する必要があります。

したがって、私どもは、最も適切な会計処理を決定するにあたり以下のフレームワークに従うことを奨励します。本フレームワークは、以下のステップを踏まなければなりません：

### 4ステップから成るプロセス

- ステップ1 – 企業が運営しているブロックチェーン環境を理解する。
- ステップ2 – 企業がどのように運営しているのかを理解する（ソロ又はプール）。
- ステップ3 – 特定の仮想通貨（又は仮想通貨）に関連する権利を理解する。
- ステップ4 – 上記で得た理解に基づいた特定の事実及び状況に現行のIFRSを適用する。

以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：

<https://www.grantthornton.global/en/insights/viewpoint/accounting-for-crypto-assets/>

### 展望

仮想通貨の世界は急速に発展しており、そして何より、基礎となるブロックチェーン技術の適用数は急激に増加しています。私どもの2つのIFRS Viewpoint (IFRS Viewpoint Issue9及びIssue10)では、一般的な会計処理の考慮事項に関するガイダンスを示していますが、特定の状況ごとに、その基礎となる事実及び状況に基づいて評価しなければなりません。

IFRS Viewpointで扱った論点について検討されたい場合には、グラントソントンの担当者、各地域のメンバーファーム又はグラントソントンのグローバルIFRS窓口にお問い合わせ下さい。

仮想通貨の世界は急速に発展しており、そして何より、基礎となるブロックチェーン技術の適用数は急激に増加している。



# 「財務報告に関する概念フレームワーク」に関するIFRSニュース特別号

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのグローバルIFRSチームは、「財務報告に関する概念フレームワーク」に関するIFRSニュース特別号を公表した。

IASBは2018年3月に、「概念フレームワーク」の改訂版を公表することによって、長期にわたるプロジェクトを完了しました。「概念フレームワーク」は基準ではなく、既存の基準に優先する又はそれらを変更するものではありませんが、IASBはIFRS基準を開発及び改訂するための基礎として使用できる包括的で首尾一貫したフレームワークを有している必要があります。

改訂版の「概念フレームワーク」には、例えば、財務業績の測定及び報告（過去に十分に取り上げられていなかった領域）に関する非常に必要とされているガイダンスが示されています。また、IASBのニーズに合わせて既存の章の更新も行っています。

「概念フレームワーク」は主としてIASBによる使用を対象とするものですが、取引及び事象に当てはまる基準がない場合、又は会

計処理の選択が認められている場合に、作成者は会計方針を策定する助けとなると考えるでしょう。

本IFRS News特別号では、改訂版の「概念フレームワーク」の主要な特徴について説明し、その適用及び影響に関する実務上の留意点を示しています。

以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：  
<https://www.grantthornton.global/en/insights/articles/ifrs-conceptual-framework-for-financial-reporting/>

あるいは、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。

## グラントソントンは企業による報告に関する欧州委員会の「適合性チェック」へコメントを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、欧州委員会の協議文書「企業による報告に関するEUの枠組みの適合性チェック」へコメントを提出した。

この協議は、例えば、非財務報告、統合報告フレームワークを奨励するかどうか、デジタル化についての課題への対処方法、持続可能性、及び国レベルでの財務報告の調和の深化を求めるかどうかなど、さまざまな領域を取り上げました。

特に興味深かったのは、セクション「上場企業のためのEUの財務報告フレームワーク(The EU financial reporting framework for listed companies)」であり、EUのエンドースメント・プロセスの適切性、及び(欧州の)修正版のIFRSの方が好ましいかどうかについて、関係者の見解を求めたことです。

私どもは、コメントレーターにおいて、欧州内でのIFRSの採用はEUにとって非常に有益であり、グローバルな企業との整合性及び透明性をもたらし、そのため、EU企業がグローバル市場で競争する際の助けとなるとの考えを表明しました。

したがって、私どもは、EUによる新しいIFRSのエンドースメント・プロセスに変更を加えないことを奨励しました。私どもの見解として、欧州でIFRSの「カーブイン(部分的な適用)(carve-in)」を行うことは、潜在的に欧州をグローバルな資本市場から孤立させ、投資の妨げになる可能性がある欧州基準を生み出すリスクを冒すこととなります。また、欧州が国際会計基準審議会に影響を及ぼす能力を低下させるようなこともあるでしょう。

提起された疑問は、欧州以外の国や地域にも影響をもたらす可能性があり、世界各国の企業間での比較を可能にする真に国際的な基準のセットとしてのIFRSの位置付けを潜在的に低下させるので、これらの点を指摘することは重要であると私どもは考えました。とはいえ全体的には、現在の企業による報告に関するEUの枠組みはうまく機能しており、報告プロセスに価値を付加するのに効果的で意味があると私どもはコメントレーターにおいて指摘しました。

# グラントソントン・インターナショナル・リミテッドはIFRSの期中連結財務諸表記載例2018年版を公表

グローバルIFRSチームは、2018年版「IFRSに準拠した報告—期中連結財務諸表記載例」を公表した。

本刊行物は、2018年12月31日終了年度に発効となるIAS第34号及び他のIFRSの変更を反映するための見直し、更新を行っています。

特に、当該変更は2018年1月1日以後に開始する事業年度から発効するIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用を反映しています。

以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：

<https://www.grantthornton.global/en/insights/articles/interim-consolidated-financial-statements-2018/>

あるいは、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



## グラントソントンUKが「Large Firm Innovation of the Year」への最終選考に残る



グラントソントンUK LLPは、2018年9月26日に開催される2018年のBritish Accountancy Awardsの「Large Firm Innovation of the Year」賞の候補として最終選考に残っている。

これらの賞は、専門能力の開発を認め、その専門性において優れた実績を挙げた人々にスポットライトを当てる、業界で最も権威のある賞とみなされています。本賞は、イギリスにおける実務及び業界を対象とし、大手企業や国際的なファームから小規模な企業や独立の会計ファームに及ぶ、企業及び個人を表彰するものです。

グラントソントンUK LLPは、2017年の年次報告書を変革するために実施した取組みにより、Large Firm Innovation of the Yearの最終候補に残っています。

当該年次報告書を作成するにあたって、グラントソントンUK LLPの目的は、利用者の理解の助けとなるよう、異なるフォーマットを用いて、一新することにより、情報の通常の表示方法を変更することに柔軟に対応することであり、その全体の目的は、年次報告書を利用者にとってより理解しやすく、また、利用しやすくすることにあります。

グラントソントンUK LLP は、内部及び外部の両方の利害関係者と協議することによって、ファームの年次報告書への利害関係者の関心、及び利害関係者は年次報告書がどのように変化することを望んでいるかを理解することができました。その結果、グラントソントンUK LLPは、以下の主要な革新的な考えを適用しました：

- ファームの業績を示す数字の近くにそれを説明する記述を含める。
- 特定の残高の理解に関連するすべての情報をまとめて、「営業」、「投資」及び「財務」の3つの主要な領域に関する財務諸表の注記を再構成する。
- 「一目で理解しやすい」要約を取り入れ、以前は独立していた要素（会計方針など）を統合し、各注記の冒頭に重要な見積り及び判断を明確に示すことによって、各注記を再設計する。
- 情報を視覚的に伝えるために棒グラフ等のインフォグラフィックを使用して、より迅速な理解を可能にする。
- ファームの業務を理解するのにあまり重要でない情報を含む付録を作成する。ただし、当該情報は全体の伝達事項を裏付けるための補足情報として表示することが要求される。

本2017年の年次報告書は、グラントソントンUK LLPのウェブサイト (<https://www.grantthornton.co.uk/en/about-us/transparency-report/>) に公表されています。

## IAS第8号の修正案に関するコメントレターを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBの公開草案ED/2018/1「会計方針の変更—IAS第8号の修正案」に関するコメントレターを提出した。

本公開草案は、会計方針の任意の変更がIFRICのアジェンダ決定により生じる場合には、企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定のコストが、利用者への便益を上回る範囲で、企業は当該変更の遡及適用を要求されないことを提案しています。

私どもは、コメントレターにおいて、アジェンダ決定について、直ちに適用する必要があるものと一部の規制当局がみなしている問題への実質的な解決策を提供することによって、IASBが企業を手助けしようとしていることに感謝の意を表明しています。とはいえ、コストと便益の分析は、会計処理の要求事項を開発するときの

IASBの課題であり会計処理の要求事項を適用するときの企業側の課題ではないと私どもは考えています。

したがって、私どもは、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更と他の会計方針の任意の変更とに区別を設けるという本公開草案の提案を支持していません。私どもの見解として、そのような区別は、IASBが公表した他の説明資料と比べて、アジェンダ決定の位置付けを不適切に高めることとなります。よって、私どもは、IASBがこの領域において変更を行わない方が好ましいと考えています。

## 金融商品の専門家による支援グループにスポットライトを当てる

グラントソントンにおける金融商品の専門家による支援グループ(FISSG)が、ネットワーク全体の金融商品の領域における首尾一貫した、かつ、高品質なIFRSの適用を促進するために設立された。

FISSGは、メンバーファームが各々の金融商品に関連する会計上の論点を公開討議するための場を提供しています。また、IASBが公表した協議文書を含め、選択された論点に関するグローバルIFRSチームへのインプットも提供しています。本IFRSニュースでは、米国のメンバーファームであるグラントソントンLLPの代表にスポットライトを当てましょう。

### Rahul Gupta



Rahulは、グラントソントンLLPのNational Professional Standards Groupのパートナーであり、米国とインドにおいて20年以上の公会計に関する経験を有しています。Rahulはシカゴを拠点とし、US GAAPとIFRSの両方に基づき、監査チーム及び技術的な会計上の問題を抱える監査・会計

アドバイザーサービスクライアントを支援したり、現在の会計の動向をモニターしています。

また、金融負債が資本か分類、複雑な融資契約の会計処理、デリバティブの会計処理及びヘッジ会計の適用、公正価値測定、債券投資及び株式投資の会計処理、金融資産の移転及びサービス業務の提供、連結並びにリース会計を含む、さまざまな会計トピックに関する複雑な問題の対処において豊富な経験を有しています。

Rahulは、2011年8月から2016年1月まで財務会計基準審議会(FASB)のスタッフを務め、FASBがUS GAAPを改善する際の助けとなるよう、専門的知識及び実務上の見解を提供しました。Rahulは、FASBにおいて、金融商品の会計処理に関するFASBとIASBの共同プロジェクト(これにより、金融資産及び金融負債の認識及び測定、並びに金融資産に係る信用損失の測定に関する最終的なUS GAAPが最近公表されました)のプロジェクトマネージャーを務めました。

# その他のトピック – 概要

## 北米

### 超インフレ経済 – IPTFがウォッチ・リストを更新

米国の監査品質センターの国際実務タスクフォース (IPTF) は、超インフレに陥っている可能性のある国に関するウォッチ・リストを更新しました。

US GAAPでは、超インフレ経済は3年間の累積インフレ率が約100%又はそれ以上である経済とされています。US GAAPの要件はIFRS (IAS第29号では、超インフレが生じるとみなされる絶対値を定めていませんが、超インフレを示唆しうる特徴のリストを提供しています)とは異なっています。とはいえ、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は100%を超えているというものはIFRSにおける超インフレの強力な指標であるとみなされるため、IPTFの指摘事項は目的適合性があると考えられます。2018年5月の会合からの注記 (<https://www.thecaq.org/discussion-document-monitoring-inflation-certain-countries-may-2018>で入手可能)において、IPTFは以下の見出しの下、国々を列挙しています：

- 1a 3年間の累積インフレ率が100%を超えている国
- 1b 予測される3年間の累積インフレ率が100%よりも大きい国
- 2 近年、3年間の累積インフレ率が100%を超えている国。ただし、直近1年間(暦年)における3年間の累積インフレ率は70%から100%である国
- 3 直近3年間の累積インフレ率が個別の期間においてインフレの急激な悪化後に100%を超えている国
- 4 3年間の累積インフレ率が70%から100%であるか、又は直近1年間(暦年)においてインフレ率が著しく(25%あるいはそれ以上)上昇している若しくは当年度の予想インフレ率が著しく上昇している国

IPTFは、当該リストは網羅的なものではなく、3年間の累積インフレ率が100%を超えている国又は監視対象となる国が追加される可能性があるとして指摘しています。これは、例えば、当該リストの編集に使用されたソースにすべての国々のインフレのデータ又は現在のインフレのデータが含まれているわけではないからです(例えばシリア)。さらに、国際通貨基金(IMF)に加盟していない国々は考慮されていません。

### CPAカナダが仮想通貨の会計処理に関するガイダンスを公表

IFRSでは現在、仮想通貨の会計処理に関するガイダンスが示されていないため、その会計処理は多種多様です。カナダ勅許公認会計士協会(CPAカナダ)は、IFRSに基づく仮想通貨の会計処理入門を公表しました。

本公表物は以下を取り上げています：

- 仮想通貨とは何かについて説明している概要
- 既存のIFRSに基づく仮想通貨の会計処理への考え得るアプローチについての議論
- 仮想通貨に関する会計基準設定活動に関する最新情報
- 仮想通貨を含む取引の税務上の影響についての要約
- 仮想通貨の公正価値測定に関する補足的なガイダンス

## 欧州

### EFRAGがIAS第19号及びIAS第28号の修正に関する最終的なエンドースメント・アドバイスを公表

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、以下の事項に関する最終的なエンドースメント・アドバイスを公表しました：

- ・ 「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)」及び
- ・ 「制度改訂、縮小又は清算 (IAS第19号の修正)」

さらに、EFRAGは、「IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正」に関するエンドースメント・アドバイスのドラフトを公表しました。

## IASB

資本の特徴を有する金融商品に関するディスカッション・ペーパーの公表 (2ページから4ページをご覧ください) 及び本ディスカッション・ペーパーについて段階的に説明するための一連のウェブキャストの開催に加え、IASBは以下の事項を公表しました：

- ・ IFRS第17号「保険契約」の適用を支援することを目的とする「Investor Perspective」及び他の資料
- ・ 改訂された「財務報告に関する概念フレームワーク」に関するテスト
- ・ IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案に関するウェブキャスト
- ・ 2018年版のIFRSタクソノミに関するXBRL方式での設例
- ・ IFRS第16号「リース」及びプロジェクトの最新情報を特集している「Investor Update」
- ・ 期限前償還要素を有する金融資産の会計処理について議論しているIFRS第9号「金融商品」に関するウェブキャスト

さらに、IFRS財団は、2017年の年次報告書を公表し、過去1年間のIFRS財団の活動についての概要を示しました。

## 企業報告

### 財務報告ラボがブロックチェーン及び企業報告の将来に関する報告書を公表

財務報告ラボ (投資家と企業が集まって、今日の報告ニーズに関する実際的な解決策を考案する環境を提供するために、英国財務報告評議会が2011年に立ち上げました) は、さまざまな技術が企業報告の成果物 (production)、分布 (distribution) 及び消費 (consumption) にどのような影響を与える可能性があるかを検討している2回目の詳細な報告書を公表しました。この報告書は、ブロックチェーンの将来の利用及びブロックチェーンが企業報告に与える影響の一部を示しています。

ブロックチェーン又は分散型台帳は、取引を恒久的に記録する一種の共有データベースです。これは、単独の参加者の支配を受けず、ネットワークにおける複数の参加者に支配が分散されることで、堅牢なものとなっています。ブロックチェーンのデータに行われたすべての変更がすべての参加者にとって明確になっていることで、データとネットワークの両方を強靱なものにしています。

本報告書は、まず初めにブロックチェーンを支える技術に焦点を当て、ブロックチェーンが重要である理由を説明するとともに、その利用方法について検討しています。次に、企業報告が現在どのように構成されているかについて議論し、ブロックチェーン技術の利用が企業情報の成果物、分布及び消費をどのように改善する可能性があるかを検討した後、ブロックチェーン技術を最大限に活用したい企業のためにいくつかのアクション・ポイントを示しています。

2つの付録は、うまく機能している電子報告の枠組みに不可欠であるとみなされている特性及びブロックチェーンの背景に関する詳細を提供しています。

# 新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

## 2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正	2020年1月1日	可(ただし、すべての修正を適用する必要がある)
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第12号/ IAS第23号/ IFRS第3号/ IFRS第11号	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日	可
IAS第19号	制度改訂、縮小又は清算 (IAS第19号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014-2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は2017年1月1日から適用される	IAS第28号 - 可



2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される</li> <li>上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される</li> </ul>	N/A
IFRS第9号	金融商品 (2014年)	2018年1月1日	可 (広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	2017年9月14日	不可
IAS第7号	開示に関する取組み (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IFRS第10号及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年1月1日であった)	可
N/A	財務報告に関する概念フレームワーク	直ちに適用される	

\* 「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

## コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBが公表したすべての公開草案及びディスカッション・ペーパーにコメントを提出していくことを目指しています。

### 現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	資本の特徴を有する金融商品	2019年1月7日



**Grant Thornton**  
An instinct for growth™

[www.grantthornton.global](http://www.grantthornton.global)

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。